



皆様の生活にも関わる、知っているときっと役に立つ情報をお届けします

第17号 令和3年2月 発行



A COLUMN ～記事～

## 「雪すかしで筋肉痛」～ 何年振りかの痛み

いや～、今シーズンの冬は雪が多いですね。ずっとこちらにおられる人にとっては三年ぶりの大雪とのことですが、三年前には私は愛知にいたので、今シーズンのような大雪は久しぶりです。

ホームセンターにいたころは、冬物資材を売るためにも雪がたくさん降って欲しいと思っていましたが、ホームセンターを辞めてからは、雪が降らない冬の方が嬉しいと思っています。

1月9日の朝、目覚めると外には大量の雪が積もっていました。三連休初日の朝、朝ご飯を食べたらすぐに雪と格闘。先ず、外に出るのが大変で、道路に出るためだけに15分ほどを要しました。家の前の雪を一通りどかすのに、結局2時間ほど掛かり、ヘトヘトになりました。

事務所の前の雪すかしもしなければならぬと思いつつも、道路の状況を考え、9日は事務所には来ませんでした。翌日、家の前の雪すかしをした後、事務所に来ると、大量の雪で道路が一車線埋まっていました。自分の事務所の前だけでもお客様が来られるように雪をどけるのに1時間30分ほど掛かりました。

事務所の雪すかしで困るのが、雪を捨てる場所がないということ。私の家の前には用水があるのですが、家の前の雪は捨てる場所があります(もちろん、詰まらない程度に捨てています)が、事務所前の雪は、どこかに集めておくしかないため、とても不便を感じました。

ところで、私が使っている『雪すかし』という言葉は方言みたいですね。大学生の頃、何気なく雪すかしと言ったら、県外出身の方に意味が分からないと言われました。標準語だと、『雪かき』となるのかな？

雪といえば、ウィンタースポーツ、私の家からは医王山のスキー場が見えます。普段なら雪が降ると、スキー場に多くの人が集まりますが、このようなご時世のため、今シーズンはどこのスキー場もお客様が少ないみたいです。私は、スキーやスノーボードなどのウィンタースポーツはしませんが、ウィンタースポーツが好きな人にとっては、それが冬の楽しみであり、冬を感じられる瞬間だと思います。

春夏秋冬という四季があるのが日本のいいところです。これからも、私なりにそれぞれの季節を感じたいとは思いますが、雪すかしによる筋肉痛はあまり味わいたくはないです。



EXPLANATION ～解説～

## 相続分の譲渡～ 遺産分割協議から離脱できます。

親が亡くなり、自分が相続人となってしまったが、遺産に関心がない、相続トラブルに巻き込まれたくないなどといった方もいらっしゃると思います。相続放棄という裁判所に書類を提出する手続もありますが、期限徒過などの理由で相続放棄を出来なくなってしまった場合には、相続分の譲渡を考えてみるのは如何でしょうか。

相続分の譲渡とは、自分の相続分を他人(他の相続人でも、関係ない第三者でも構いません)に譲渡することです。元々法定相続人であっても、相続分を譲渡すると、その人は遺産分割協議に参加できなくなります。相続分の譲渡は、有償でも無償でも構いません。

相続放棄をすると、被相続人が負担していた債務の債権者からの債務の履行を拒むことは出来ませんが、相続分の譲渡をしても、債権者からの請求を拒むことは出来ません。このように、相続放棄より劣る面もありますが、今回は相続分の譲渡についてご説明をしたいと思います。

## 1. 相続財産全体について譲渡する？

相続分の譲渡をする場合、相続財産全体について法定相続分を譲渡しなければならないのでしょうか。相続放棄の場合、少しでも相続財産を処分した後は出来ないという制約があります。

相続分の譲渡は、相続分の一部についても譲渡できます。ここで勘違いしてはいけないのが、相続未了の財産が多数ある場合に、**その中の一部のみを譲渡するというのは許されません**。一部の財産を相続した後でも、**他の相続財産全てにつき相続分の譲渡**が許されるということです。

仮に、相続未了の財産の一部のみを譲渡することが出来るということになると、譲渡した側・譲渡された側の権利関係がぐちゃぐちゃになる危険性があります。これだと、譲渡人・譲受人以外の相続人が不利益を被る可能性が出てきてしまいます。

なお、遺産分割調停中であっても、相続分の譲渡をすることで、遺産分割調停から離脱することが可能となります。

## 2. 相続分の譲渡に関する税金

法定相続人以外の第三者に相続分の譲渡をした場合、無償だと譲受人に贈与税、有償だと譲渡人に譲渡所得税が課税されることになります。

では、他の法定相続人に譲渡した場合はどうなるかという、贈与税や譲渡所得税の課税対象にはなりません。この場合、相続分の譲渡は遺産分割と同義の効力を有する行為でしかないため、課税関係は生じません。

但し、通常通り相続税の課税対象にはなりますのでご注意ください

## 3. 無償による相続分の譲渡が贈与とされる場合

他の法定相続人に対する相続分の無償譲渡がどのような場合でも贈与とされないかということそんなことはありません。数年前に最高裁判所が、無償による相続分の譲渡は、遺留分を算定する際の特別受益になるという判決をくだしています。

この判決の事実関係はややこしいので、ここでは解説しませんが、他の法定相続人に対する相続分の無償譲渡が贈与とされる場合もあるということを頭に留めておいて頂けると幸いです。

ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

# 司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士  
久田事務所  
〒921-8812  
野々市市扇が丘9番20号  
扇が丘ビル106  
TEL : (076) 227-8019  
FAX : (076) 227-8061



### 〈業務内容〉

不動産登記	成年後見
相続手続	裁判書類作成
遺言作成	破産
商業登記	債務整理
定款認証	

当事務所では、随時「**登記・相続・債務整理の無料相談**」を実施しています  
当事務所への質問・業務依頼・相談予約は電話又はメールでお願いします

☎ info@hisada-office.jp

http://www.hisada-office.jp/